## 『基本テキスト民法総則(第2版)』 第17刷における修正

本書の最新第17刷では、以下の修正を行っています。第16刷までのものを使用している皆様におかれましては、以下のように読み替えてご活用をお願いいたします。

記

2025年4月9日(株)中央経済社

Dil akt.	II >	<b>=</b> n	_
刷数	場所	誤	正
第 17 刷	p.64〔2-61〕 1 行目	営業を許された未成年	営業を許された未成年
		者は,	者 (民法 823 条参照)
			は,
	p.85[3-31]最後の行	求めるほかない。	求めるほかない。 <u>(→ 5</u>
			<u>- 63)</u>
	p.184 [8-12] 最後の	相続財産の管理人に関	相続財産の <u>清算</u> 人に関
	行	する規定 (民法 918 条)	する規定 (民法 <u>952 条・</u>
		などが	<u>953 条</u> )などが
	p.232 [9-63] の見出	(3) 法人の機関	(3) 法人の <u>主な</u> 機関
	L		
	p.236〔図表 9 - 2〕	法人の機関とその関係	法人の <u>主な</u> 機関とその
	の見出し		関係
	p.274〔10-93〕 4行	不法行為に基づく損害	削除
	目	賠償請求権時効が	
		進行する。	
	p.274〔10-94〕 1 行	なお、契約内容に	<u>では</u> , 契約内容に
	目		
	p.274〔10-94〕末尾	進行するものと解され	進行するものと解され
		る。	る。 <u>なお,相殺の局面に</u>
			おける期限の利益の放
			棄・喪失と消滅時効の
			関係について、最判平
			成 25 年 2 月 28 日民集
			67 巻 2 号 343 頁参照。
	1		

n 975 [10-05] 下から	債務不履行に基づき契	債務不履行に基づき契
p.275[10-95]下から		
4行目	約解除(民法 540 条以	約解除(民法 <u>541 条・</u>
	下)	<u>542 条</u> )
p.286 [10-149] 3行	その効力が生じる(民	その効力が生じる(民
目	法 153 条)。	法 153 条。 <u>ただし,民</u>
		法 457条。また,民法
		396 条も参照)。
判例索引		(下記を追加)
		<u>最判平成 25 年 2 月 28</u>
		日民集 67 巻 2 号 343 頁
		<u>·····274</u>
判例索引	最判令和2年2月28日	最判令和2年2月28日
	民集 74 巻 2 号 106 頁	民集 74 巻 2 号 106 頁 <u>…</u>
		<u>···246</u>